

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第198号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成23年9月30日 21時00分ごろ	
発生場所	香川県直島町直島水道北口付近 直島町沖の直島北西方灯浮標 （概位 北緯34°28.8′ 東経133°57.7′）	
事故等調査の経過	平成23年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{りつえい} 立栄丸、79トン 137085、個人所有 B はしけ ㊟125、1,000トン（載貨重量） なし、不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B なし 灯浮標 灯火防護柵曲損	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、麦約700tを積載したB船に長さ約66mのえい航索を取り、阪神港大阪区を出港し、岡山県倉敷市水島港に向かった。 A船は、えい航索を海面上約2mの高さに張りながら、主機を回転数毎分320、速力5～6ノット（kn）で西進を続け、平成23年9月30日20時00分ごろ直島北方の海域に至り、同海域を航行する他船を避けるために左右に3～4回ほど転舵を繰り返す、同日21時00分ごろ直島北西方灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）付近を通過した。 船長は、22時00分ごろ、A船とB船の間に浮き沈みしている本件灯浮標の灯りを認め、本件灯浮標を錨と共にひきずっていたことを知り、海上保安部に通報した。 本件灯浮標は、本事故後、同型の灯浮標と交換された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2 海象：本件灯浮標から約4海里南の備讃瀬戸における本事故当時の潮流は、西流約1.9knであった。	
その他の事項	本件灯浮標は、安全水域標識であり、赤色の球形頭標1個及びレーダー反射器が付いており、赤白の縦じま模様のやぐら形であった。 はしけは、寸法が長さ40m、幅11m、深さ4mであった。 船長は、本事故前、本件灯浮標の存在を認めていた。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし

	<p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、B船をえい航しながら直島水道北口付近を航行中、他船を避けようとして転舵を繰り返した際、本件灯浮標に接近したことから、A船とB船の間をつないだえい航索が、本件灯浮標と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が、B船をえい航しながら直島水道北口付近を航行中、他船を避けようとして転舵を繰り返した際、本件灯浮標に接近したため、A船とB船をつないだえい航索が、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はしけなどをえい航中に転舵する際には、えい航索の長さや潮流を十分に考慮し、灯浮標などに接近しないように適切に操船すること。